

# 北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号）

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 基本計画（第6条・第7条）
- 第3章 エゾシカ対策に関する基本的施策（第8条－第17条）
- 第4章 特定鉛弾の所持の禁止（第18条）
- 第5章 エゾシカ対策協議会（第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）
- 第7章 罰則（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、道内におけるエゾシカの生息数の増加及び生息域の拡大に伴い農林業及び生活環境に係る被害、生物の多様性に及ぼす影響等が深刻化していること、その一方で食関連分野での活用などエゾシカを地域資源と捉えた地域産業化の動きが見られること等に鑑み、エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に影響を与える鉛弾の所持に関する規制その他必要な事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「エゾシカ対策」とは、エゾシカの個体数の管理に係る施策、エゾシカを地域資源として有効活用するための施策、エゾシカによる農林業等に係る被害を防止するための施策、エゾシカに関する調査研究に係る施策、エゾシカの捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）に起因する事故及び関係法令の違反を防止するための施策、捕獲等をされたエゾシカの個体の適切な処理に係る施策その他エゾシカの生息数及び生息域の変動に伴い必要となる施策をいう。

2 この条例において「エゾシカの個体数の管理」とは、エゾシカの適正な生息

水準を確保するため、人為的にエゾシカの生息数を調整することをいう。

(基本理念)

第3条 エゾシカ対策は、エゾシカの生息状況、エゾシカによる被害の発生状況その他のエゾシカに関する状況を適確に把握して、科学的知見に基づき、それらの状況に応じた実効性のある方法により推進されなければならない。

2 エゾシカ対策は、生物の多様性に及ぼす影響に配慮することを旨として行われなければならない。

3 エゾシカ対策は、エゾシカが道民共有の財産としての側面を有することに鑑み、その価値を最大限に活用することを旨として行われなければならない。

4 エゾシカ対策は、その企画立案及び実施に際して、道民の理解を促進するとともに、道民の意見及び提案を反映させることを旨として行われなければならない。

5 エゾシカ対策は、地域におけるエゾシカの生息状況、エゾシカによる被害の発生状況その他のエゾシカに関する状況を考慮し、地域の特性及び課題に応じた持続的な取組により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、エゾシカ対策を推進するに当たり、必要に応じて専門的知識を有する者から助言を得るとともに、国、市町村、道民、事業者及び民間の団体との連携を図らなければならない。

3 道は、エゾシカ対策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対し情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(道民等の役割)

第5条 道民、事業者及び民間の団体は、エゾシカ対策に対する理解を深めるとともに、道が実施するエゾシカ対策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本計画

(基本計画)

第6条 知事は、エゾシカ対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な

計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 基本計画の計画期間

(2) エゾシカ対策に関する目標

(3) エゾシカ対策に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画は、鳥獣保護事業計画（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第4条第1項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。）と整合性のとれたものでなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 知事は、エゾシカに関する状況の変化を勘案し、及びエゾシカ対策の効果に関する評価を踏まえ、基本計画の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

8 第4項から第6項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

9 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

（捕獲等目標数の設定）

第7条 知事は、前条第2項第2号に掲げる目標のうちエゾシカの個体数の管理に係るものを達成するため、エゾシカの捕獲等の措置を講ずべき地域及びその区分並びに当該地域の区分ごと及び年度ごとのエゾシカの捕獲等に係る目標数（次条において「捕獲等目標数」という。）を定めるものとする。

第3章 エゾシカ対策に関する基本的施策

（状況に応じた個体数の管理）

第8条 道は、エゾシカの生息状況、エゾシカによる被害の発生状況その他のエ

ゾシカに関する状況について科学的な評価を加え、その評価の結果を反映させる方法を基本として、エゾシカの捕獲等の実施主体との連携協力の下、エゾシカの個体数の管理を推進するものとする。

2 道は、エゾシカの個体数の管理に当たっては、狩猟（鳥獣保護法第11条第1項の規定によりエゾシカの捕獲等を行うことをいう。）と被害防止のための捕獲等（鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてエゾシカの捕獲等を行うことで、エゾシカによる被害の防止を主たる目的とするものをいう。第10条第2項において同じ。）とを効果的に組み合わせるとともに、必要に応じて計画的な捕獲等（鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてエゾシカの捕獲等を行うことで、捕獲等目標数の達成を目的とするものをいう。第10条第2項において同じ。）を推進するものとする。

3 道は、エゾシカの個体数の管理に当たっては、これに係る区域の自然的社会的条件を考慮した銃器、わな等による効率的かつ効果的な捕獲等の手法の活用を推進するものとする。

4 道は、エゾシカの個体数の管理に当たり、捕獲等目標数を達成するため特に必要があると認めるときは、各年度の特定の期間を一斉捕獲推進期間として設定し、エゾシカの捕獲等の実施主体と連携協力して、エゾシカの捕獲等を推進するものとする。

（緊急対策期間及び特定重点対策地域）

第9条 道は、道内においてエゾシカの生息数及びエゾシカによる農林業に係る被害が著しく増加し、緊急にエゾシカの捕獲等の措置を強化する必要があると認めるときは、当該措置を強化する期間を緊急対策期間として設定し、エゾシカの捕獲等の実施主体その他関係する機関及び団体と連携協力して、エゾシカの捕獲等を重点的に推進するものとする。

2 道は、前項の規定により緊急対策期間を設定した場合であって、特定の地域においてエゾシカの生息数及びエゾシカによる農林業に係る被害が著しく増加し、緊急にエゾシカの捕獲等の措置を強化する必要があると認めるときは、当該特定の地域を特定重点対策地域に指定し、エゾシカの捕獲等の実施主体その他関係する機関及び団体と連携協力して、エゾシカの捕獲等を特に重点的に推進するとともに、特定重点対策地域におけるエゾシカの捕獲等の実施主体に対

して必要な支援を行うものとする。

(捕獲等の担い手の確保)

第10条 道は、エゾシカの捕獲等をするものの意義についての道民の理解を促進し、エゾシカの捕獲等をする者の確保に努めるとともに、エゾシカの捕獲等をする者に対する専門的な知識及び技術の向上のための研修の充実を図るものとする。

2 道は、被害防止のための捕獲等及び計画的な捕獲等の推進に資するよう、これらに従事する者の育成及び広域的な活用のために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、エゾシカの個体数の管理に資するよう、エゾシカの捕獲等の目的で一時的に道内に滞在する者の活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(有効活用の促進)

第11条 道は、国、市町村、事業者及び民間の団体と連携協力して、食関連分野、観光分野その他の分野においてエゾシカが有する多面的な価値を有効活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(被害防止対策の推進)

第12条 道は、エゾシカの生息状況、エゾシカによる農林業に係る被害の状況、エゾシカに起因する自動車事故及び鉄道事故の状況、市街地におけるエゾシカの出没状況、エゾシカの生息数の増加が生物の多様性に及ぼす影響その他エゾシカによる被害の防止に関し必要な事項の把握に努めるとともに、国、市町村、事業者及び民間の団体と連携協力して、それらの状況等に応じた効果的な被害の防止対策を推進するものとする。

2 道は、他の道路管理者及び鉄道事業者に対し、エゾシカに起因する自動車事故及び鉄道事故を防止するための効果的な対策の推進について協力を求めるとともに、道民及び事業者に対し、エゾシカに起因する自動車事故に係る注意を喚起するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第13条 道は、エゾシカ対策を適切に推進するため、大学及び研究機関と連携協力して、エゾシカの生息状況及び生息環境並びにエゾシカの生息数の増加が生物の多様性に及ぼす影響の把握、エゾシカの生態及び感染症に関する科学的知

見の集積その他必要な調査研究の推進に努めるものとする。

2 道は、エゾシカ対策を効率的かつ効果的に推進するため、民間の団体、大学及び研究機関と連携協力して、エゾシカの捕獲等の手法及びエゾシカによる被害の防止対策に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(事故及び法令違反の防止)

第14条 道は、国、市町村、事業者及び民間の団体と連携協力して、エゾシカの捕獲等に起因する事故及び鳥獣保護法その他の関係法令の違反を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(捕獲等に係る個体の適切な処理の促進)

第15条 道は、捕獲等をされたエゾシカの個体及びその不要となった部位について適切な処理が促進されるよう、エゾシカの捕獲等をする者その他関係者に対する指導、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び活用)

第16条 道は、地域の特性及び課題に応じたエゾシカ対策を推進するため、エゾシカ対策の企画立案及び推進を行う人材の育成及び活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第17条 道は、エゾシカ対策に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

#### 第4章 特定鉛弾の所持の禁止

第18条 何人も、エゾシカの捕獲等をする目的で、特定鉛弾を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 鳥獣保護法第15条第4項ただし書の許可（特定鉛弾を使用する猟法に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者又はその者の監督の下に当該許可に係る捕獲等に従事する者が、当該許可に係る捕獲等をする目的で所持するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可をしたとき。

2 前項の特定鉛弾とは、エゾシカの捕獲等に使用し得る猟銃用の実包のうち、その弾丸部分が鉛成分を含む物質で組成されているものであって規則で定めるものをいう。

## 第5章 エゾシカ対策協議会

第19条 道は、エゾシカ対策に関する情報の共有及び連携の強化を図るため、国の機関、道、市町村、事業者、民間の団体その他の関係者により構成される北海道エゾシカ対策協議会を置くものとする。

2 道は、特定の地域におけるエゾシカ対策に関する情報の共有及び連携の強化を図るため、国の機関、道、市町村、事業者、民間の団体その他の関係者により構成される地域協議会を置くことができる。

## 第6章 雑則

(財政上の措置)

第20条 道は、エゾシカ対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第22条 第18条第1項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第7章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に鳥獣保護法第7条第1項の規定により定められているエゾシカに係る特定鳥獣保護管理計画は、第6条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。